

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度第1回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成27年7月31日（金）午後1時から午後1時55分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
大谷由美子，高井美智明，宮内久江，吉田勉，吉成俊勝（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
高橋靖，磯崎和廣，小川喜実，川上悟，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，吉川彩美，
宮本陽子
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・行政評価委員会の審議の進め方，スケジュール及び役割分担について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 資料① 平成27年度の行政評価のテーマと対象事務事業
 - (2) 資料② 平成27年度行政評価（1次評価）の概要
 - (3) 資料③ 行政評価調書
 - (4) 資料④ 行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて（案）
 - (5) 資料⑤ 答申案記入表
 - (6) 資料⑥ 行政評価調書役割分担表（案）
 - (7) 参考① 行政評価委員会条例
 - (8) 参考② 行政評価の基本方針
 - (9) 参考③ 滞納整理事務の概要について

9 発言の内容

- **執行機関** 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます行政改革課長です。よろしくお願いいたします。初めに高橋市長から、御挨拶を申し上げます。高橋市長、よろしくお願いいたします。
- **高橋市長** 大変お暑い中、行政評価委員会の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。この度も行政評価委員会の委員をお受けいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。また何かと本市の行政運営全般に関わって御支援と御理解を頂いておりますこと、心から感謝を申し上げます。

今、水戸市は御存じのとおり市の庁舎を始めとしまして、大きなプロジェクトが目白押しであります。特に市役所庁舎、あるいは清掃工場と、市民の安全安心に資するような事業でございます。的確、適切に進めていきたいと思っております。また、市民会館や体育館であるとか、文化施設等につきましては賛否両論もある中で、水戸市にとってどうして必要かという説明責任を果たしながら、一方で財源の確保、事業費の抑制についてしっかりと情報公開をしながら進めていかなければならないという、そういった状況にあるところであります。これからも市民目線に立って、御理解を頂きながら、こういった大きなプロジェクトを進めていきたいと思っております。

さらには、地方創生ということで、私たちもまち・ひと・しごと創生に係る総合戦略人口ビジョンについて策定をしているところで、27年度中にはこれらを作り上げるというところであります。今、庁内でも、推進体制を作っているところでありますし、若手職員を中心にワーキンググループも作らせていただいて、また、市民の方々と交えた有識者会議も開かせていただきました。また最近、若い市民の方々に集まっていただいて、水戸のまちづくりで活躍をされている方々とワークショップ形式で議論を重ねながら、いろいろな提案を頂いたところであります。そういった多方面からの意見を集約しながら、水戸らしい特徴ある総合戦略人口ビジョンを作り上げて、いわゆる東京一極集中の是正、地方の人口減少の抑制に資するような計画を立てていっております。

ただ、私たちはまち・ひと・しごと創生という言葉が出てくる前に、水戸市第6次総合計画というものを作っております。そういった中に人口減少であるとか、高齢者社会への対応であるとか、あるいは企業立地や復興振興であるとか、地域経済の活性化に資するものであるとか、そういったものを既に盛り込んでいるところであります。これらをいかにこれから実行、具現化していくかというところでありますので、私たちは粛々と総合計画の事業を進めていくという、責任を果たしていきたいと思っております。

地方自治法が変わりまして、中核市への移行要件が30万人から20万人に下がりました。水戸市の人口は27万人で、30万人には満たしていないということで特例市だったのですが、現在は施行時特例市と言われております。今は中核市を目指しているところであります。中核市へ移行すると1,600から1,700の権限が県から下りてくるということになっています。そのうちの半分くらいが保健所にかかるものでありまして、保健所を設置する体制を中心としながら、中核市移行に向けた体制作りを着々と進めているところであります。今後4年後程度をめどに中核市の指定を受けて、今までの県と市がやっていた権

限の一元化，迅速化，更には市独自の施策によって医療や保健，健康衛生に関わる，人の命の関わるものについて先進的にしていきたいと思ひます。人々に安心というものを感じていただけるような街づくりを進めていきたいと思ひております。そういったことをするためにも，行政運営の根幹をなす財源がないと進まないということもありますし，また，公平・公正性，受益者負担の原則などの観点から委員の先生方には収納体制の在り方について諮問をさせていただきたいと思ひております。

これまで，税金の収納体制を始めといたしまして，そういった組織のマネジメントの工夫をしながら何とか収納率の向上に努めてきたところでありまして，一定の成果が導き出されてきたところです。国民健康保険税の収納率も上がってきまして，改善されているということでもあります。国保については，需要が下がってきてしまっているということもありますが，国民健康保険会計が改善されているということで，その理由には収納率が上がってきたということがあります。会計の健全化，使用料はきっちりと徴収させていただくという体制をしっかりと整えていくということが，公平・公正な行政運営には大切なことであると思ひておりますので，引き続きいろいろな使用料手数料を徴収していきたいと思ひております。その中には給食費もあります。今までは学校単位で集めていて給食費は公金扱いではなかったが来年度から公金扱いで収納するというところで，収納体制の強化を整えて行政としての責任を果たしていきたいと思ひております。行政運営の根幹を成すような財源の確保に努めていきたいと思ひております。また，委員の先生方に御意見，御提言を頂いて，今まだ不足をしているところに御指摘を頂きたいのと同時に，何か収納体制について案があれば，新しい考え方というものを御意見を頂ければと思ひております。

いずれにいたしましても，私たち行政ではなかなかない民間感覚，専門的な考え方から御提言いただければと思ひます。頂いた御意見を行政に反映させながら収納率収納体制の強化を図り，市民への行政運営を的確にできる体制を整えていきたいと思ひておりますので，御指導御鞭撻を頂けるよう，よろしくお願ひいたします。今回は7回にわたっての1回目になっております。暑い中ですが，活発な御意見をお願ひいたします。

- **執行機関** ありがとうございます。次に，事務局職員の異動がございましたので新たな職員について紹介させていただきます。

〔各職員の自己紹介〕

- **執行機関** ここで，高橋市長は公務のため退席をさせていただきます。

〔市長退席〕

- **執行機関** 次に，事務局から附属機関の会議の公開制度について改めて御説明申し上げます。水戸市では，審議会等の会議を公開することにより，意思決定過程における透明性及び公正性を確保し，市民の市政に対する理解を深め，開かれた市政の実現を一層推進するため，附属機関の会議の公開制度を，平成16年4月から，導入いたしております。これにより，審議会や委員会などの会議は，個人のプライバシーなどを扱う一部の会議を除き，その会議の開催について，ホームページで市民に周知し，会議を公開するとともに，会議録についても公表をしております。本委員会も会議及び会議録公開の対象となりますので，よろしくお願ひを申し上げます。なお，公表に当たりましては，委

員の皆様がどの発言をされたかについては伏せることとしております。____委員長には、後ほど、事務局が作成した会議録に署名いただく委員をお二人御指名いただきますようお願いいたします。それでは、水戸市行政評価委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、委員長が会議の議長になることと定められておりますので、この後の議事進行につきましては、____委員長をお願いをいたします。

- **____委員長** それでは条例に基づき、議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今事務局からお話がありました、会議録公表に係る会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員にお願いします。よろしくお願いいたします。それでは、次第の4、「平成27年度行政評価のテーマ及び対象事務事業」について、事務局から説明をお願いします。
- **執行機関** 資料の確認をさせていただきます。赤いインデックスが資料①から⑥になっております。資料①は「平成27年度の行政評価のテーマと対象事務事業」、資料②は「平成27年度行政評価（1次評価）の概要」、資料③は「行政評価調査資料」、④は「行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて（案）」、資料⑤は「答申案記入表資料」、⑥は「行政評価調査役割分担表（案）」となっております。青いインデックスのほうは参考資料となっております。資料は以上で全てとなります。

まず資料①の「平成27年度の行政評価のテーマと対象事務事業」を御覧ください。本市の行政評価については、年度ごとに一定のテーマを設定しまして、テーマに沿った事務事業から10事務事業を評価することとしております。1年目の評価のテーマと対象事務事業につきましては、昨年度とテーマと同じ滞納整理事務といたしました。これは昨年の評価しきれなかった税・料がまだ残っておりますことから、滞納額や滞納件数を一定の基準で抽出しました7事務事業に対して評価を行うこととしました。対象事務事業は、下水道事業受益者負担金、後期高齢者医療保険料、墓地公園使用料、生活保護費返還金、障害者介護給付費等返還金、開放学級事業保護者負担金、災害援護者貸付金元利収入の7事務事業となります。昨年度同様、本市では、収入未済額の縮減、解消及び債権の適正管理を図るため、収納対策本部を設置し、債権管理マニュアルの下、債権管理事務に取り組んでいます。この取組により、収納率は改善する傾向にありますが、税・料ごとに滞納整理事務の手続が適正に、かつ、効率的になされているかについて外部評価を踏まえて検証することとし、収納率の向上に資するものいたします。現在は、担当課において1次評価を実施したところでございます。

ページを返しまして、本市の行政評価は、改善が実施されるまで繰り返し評価を行うこととしております。昨年度の総合評価の結果、2年目評価になった事務事業は、表中の○がついているところでございます。市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、農業集落排水施設使用料及び市営住宅家賃等の各税・料並びに追加で評価項目となった延滞金の徴収についてでございます。追加評価となった延滞金の徴収以外につきましては、1年目評価が「見直しの上で継続」となったものですので、昨年度設定した改善目標に対する取組状況を評価するため、2年目評価を実施するものでございます。また、3年目評価については、昨年度の総合評価の結果、改善継続となったものであり、表中の○がついているところでございます。墓地公園、斎場、内原高齢者セン

ター及び水戸市森林公園，以上4施設の管理運営に関する事務についてでございます。また，4年目評価については，昨年度の総合評価の結果，改善継続となった事務事業であり，評価対象になった事務事業は，保育所，市場，幼稚園及び少年自然の家，以上4施設の管理運営に関する事務についてでございます。

次に，各担当部署で行った1次評価の結果につきましては，資料②「平成27年度行政評価（1次評価）の概要」及び資料③「行政評価調書」のとおりとなっております。まず，資料②から，1年目評価の1次評価の結果につきましては，現状のまま継続が3事業，見直しの上で継続が4事業となっております。また，見直しの上で継続となったものの内訳は，「手段を改善する」が3事業，「効率化を図る」が1事業となっております。詳細については資料③になりますが，後期高齢者医療保険料につきましては，今後の改善に向けた取組としまして，窓口・電話等において納付率向上に向けた対応や他課との連携による情報収集の強化により効率化を図るとしてあります。墓地管理料については，今後の改善に向けた取組としまして，臨戸訪問を強化するとともに，所在不明の者等で臨戸訪問による徴収が難しいケースについては，無縁墳墓の改葬公告の官報掲載を行うとしております。生活保護費返還金については，今後の改善に向けた取組としまして，臨戸訪問を強化するとともに，収入申告義務，不正受給に関する文書を生活保護受給者へ定期的に送付し，注意喚起を図るとしてあります。開放学級事業保護者負担金につきましては，今後の改善に向けた取組としまして，高額滞納者に対する納付相談の実施や電話催告の実施を通じ改善を図るとしてあります。

次に，2年目評価の1次評価につきましては，昨年度設定した改善目標に基づき，改善に取り組んだ結果，表に示したような取組内容の報告がございました。2年目評価の例として，市税滞納整理事務では早期に財産調査を実施し差押えや執行停止等の取組を強化する，執行停止後の財産の追跡調査を強化する，という改善目標に対し，取組内容としては，早い段階で債務調査をし，財産調査後に差押えや執行停止を速やかに行うなど滞納者への整理を強化している，執行停止した事案についても収入や預貯金調査を行うなど取組を強化していくというような報告が上がっております。延滞金については，債権の滞納金，延滞金については収納対策本部の調整の下，延滞金徴収に対する考え方を全庁的に整理するとして，こちらに対しては税内収入延滞金及び督促手数料徴収条例に定める公債権に関する延滞金を導入していくというような取組内容が上がっております。

また，次のページでございますが，3年目評価についてでございますが，こちらの例としましては，墓地公園管理運営事務について改善目標としまして墓石簿事業の電算化を図る，もう一つは，管理業務の委託化に向けて検討を行うという目標に対して，墓石簿の電算管理化における墓地管理システムの改修を行い，平成28年度からシステム稼働の予定であります。その下になりますが，中核市及び施行時特例市について状況調査を実施し，その結果を踏まえて平成28年度からの民間活力活用に向けて対象業務や採用手法について協議するというようになっております。

また，次のページでございますが，4年目評価の1次評価についての例としまして，保育所管理運営事務についてでございますが，改善目標としまして，保育所の今後の在

り方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行う、潜在的なニーズ把握に努め、待機児童解消に向けた一層の取組を推進するという改善目標に対しまして、取組内容は、幼稚園、保育所の認定子ども園への移行、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を今年度策定する、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」において検討する。水戸市子育て支援事業計画みとすくすくプランに基づき、待機児童の解消に向けた保育環境の整備を推進する。というような形で各事務事業について担当課で1次評価を行ったものであります。1次評価の概要については以上となりますが、詳細につきましては、資料③で御確認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

- **___委員長** 今事務局の方から赤のインデックスの①、②について説明がありました。①、②について御質問があればお願いします。ここでは1年目評価としまして、7項目あります。2年目、3年目、4年目については○のついている所が継続ということになっております。合計22件ということになります。新規は7件の検討ということになります。新規については答申案記入表を記入して提出ということになりまして、2、3、4年目はその場で終了か継続かという審議をすることになります。続きまして、次第の5になります。審議のスケジュールや評価の進め方につきまして、御説明をお願いします。
- **執行機関** 資料④の「行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて」を御覧ください。本日は第1回目の委員会となっておりますが、ここから、9月1日の第5回の行政評価委員会に向けて、各委員におかれましては、1年目評価の滞納整理事務についての事務事業を一ないし二件お持ち帰りいただき、答申案（評価案）を作成いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。そのため、この後、担当する事務事業の決定をお願いします。各委員の答申案は、8月25日（火）までに事務局へ提出をお願いいたします。お渡ししました資料③「行政評価調書」についてお目通しいただきまして、質問がございましたら、8月7日（金）までに、事務局にお問い合わせいただければ、所管課に照会しまして、対応をしたいと考えております。質問は、特に様式は定めず、任意で行いたいと思います。その後、担当課から回答を聴取の上、速やかに委員へ回答をお伝えするようにします。

また、必要に応じて、8月3日（月）から8月18日（火）の間において、ヒアリングの実施を予定しております。ヒアリングの御希望がある場合は、8月7日（金）までに事務局に御連絡いただければ、日程の調整を行います。なお、ヒアリング時には報酬を出すことができませんので御了承ください。新規評価についての答申案を作成している間でございますが、8月19日から8月21日の3日間に、第2回から第4回の行政評価委員会を開催し、継続評価となっている2年目評価の7事業、3年目評価の4事業及び4年評価の4事業についての評価を実施します。なお、継続評価の事務事業については、持ち帰っての評価案の作成は行わず、委員会当日に、所管課長から1次評価の評価結果の説明がありますので、それを踏まえまして、質疑応答し、その場で、改善があったかどうか、若しくは、引き続き見直しの必要性があるのか等の評価の方向性の決定を行います。

次に、委員の皆様から提出いただきました1年目評価の答申案を受けまして、事務局

で文体の統一等の取りまとめを行い、9月1日(火)及び9月2日(水)に開催予定の第5回委員会及び第6回委員会において、具体的な審議を行います。その際にも、担当課も出席をしまして、委員の皆様からの質疑にお答えします。その後になります。審議を取りまとめ、全体の答申案を正副委員長と事務局で作成し、第7回の委員会において市長へ答申を行いたいと考えております。なお、答申案につきましては、資料⑤「答申案記入表」に基づきまして、作成をお願いいたします。答申案の作成をするのは、1年目評価の7事業のみとなります。答申案記入表の記入の方法といたしましては、初めに「結論」の欄には、各担当部課が作成した1次評価の結果が妥当かどうか、例えば、「担当課の見直しの上で継続は妥当である。」などの評価結果を記載します。その下の「理由」の欄には、結論についての理由を記載します。「指摘事項」の欄につきましては、こうした方がよいなどの指摘事項がある場合に自由に記載してください。なお、参考に裏面に記載例をつけております。加えて、当行政評価システムについての意見や感想などについて自由に記載をお願いいたします。この答申案記入表についてのデータは、本日メールで送付させていただきます。そのほか、参考資料①②③につきましては昨年と同じものを配布しておりますので、説明を割愛させていただきます。後ほど御覧いただきますようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

- **___委員長** ありがとうございます。今説明いただきましたのは赤いインデックスの④⑤ということになります。④につきましては、参考というのが次でございます。25日に一年目の締切り、その間に第2回3回4回という評価を行うことになっております。それから④の四角の所を御説明いただきましたけれども、8月25日が1年目評価の答申案の締切りということで、それに合わせてヒアリングについてが書かれているということです。スケジュール、各会議での審議内容につきまして、原案が示されましたが御意見ありますでしょうか。各会議は出席が2分の1以上で成立ということでもいいんですね。
- **執行機関** はい。
- **___委員長** 急用などあれば連絡をお願いします。これでよろしいでしょうか。では、事務局(案)のとおりで進めさせていただきます。では、今日決定しないといけないことに入ります。次第6番目、担当事務事業の役割分担でございますが、事務局に説明をお願いします。
- **執行機関** それでは、資料⑥の「行政評価調書分担表(案)」を御覧ください。ある程度関連のある事業について事務局でまとめた案となっております。具体的には、現在、庁舎が分散していることから、ヒアリングを実施する場合を考慮して、臨時庁舎ごとにグループ分けをしております。下水道事業受益者負担金は、本庁舎前プレハブに、後期高齢者医療保険料及び生活保護費返還金は、三の丸臨時庁舎に、墓地管理料は、南側臨時庁舎に、障害者介護給付費等返還金及び災害援護者貸付金元利収入は、三の丸臨時庁舎に、開放学級事務保護者負担金は、県庁近くの総合教育研究所に、担当課がございます。また、三の丸臨時庁舎においては、後期高齢者医療保険料と生活保護費返還金が公債権のグループと、障害者介護給付費等返還金と災害援護者貸付金元利収入が私債権のグループということで更にグループ分けをしております。以上で説明を終わります。

- **___委員長** 委員の数だけグループ分けをしたということですが、補足説明で新規事業の②の生活保護は公債権、障害者介護給付費は私債権というように説明がありました。我々がヒアリングするときと同じ所のほうが好都合ではないかということで分けてありますが、グルーピングの仕方について何かありますでしょうか。
- **___委員** グルーピングについては何もありませんが、参考に教えてください。滞納処分できる債権とそうでない債権を教えてください。下水道は滞納処分できたでしょうか。
- **執行機関** 下水道は強制徴収債権にできます。
- **___委員長** 下水道や生活保護全般はできるのですか。
- **執行機関** 参考資料の③を御覧ください。強制徴収債権と非強制徴収債権ということで分かれていますのですが、資料③の2ページ目、生活保護費の返還金につきましては、強制徴収債権と非強制徴収債権にまたがっているのですけれども、こちらについては、生活保護法第78条というものがあまして、不正受給に対する返還を求めるときは強制徴収債権、後は生活保護法の63条というものでそれは資力によるものなのですが、生活保護費を受ける方が保護を受ける前に土地等を持っている場合、現金がないので生活が苦しいので、生活保護自体は適用し始まるのですけれども、後から収入が入ったときに返還ということになります。その場合に返還が遅れてしまったときは非強制徴収債権になってきます。
- **___委員** 分かりました。そうすると、上から順番に下水道事業者負担金は滞納処分に入る、後期高齢者医療保険料が滞納処分の対象、二つが○でして、生活保護負担金は一部○ということで△、墓地管理以下四つは強制徴収にできないということですね。
- **執行機関** はい。
- **___委員長** 強制徴収債権と非強制徴収債権ということでカテゴリが違うものが入っているということで注意が必要ということです。グルーピングが妥当ではないということではないですね。
- **___委員** 妥当だと思います。
- **___委員長** その他にはありますか。グルーピングに対してはよろしいでしょうか。それでは、このグループで割り振りたいと思います。それでは、次に役割分担を決めたいと思います。扱っているグルーピングが妥当だということがありましたので、上から1から5としたいのですけれども、御希望の事務事業はありますか。
- **___委員** これは1日、2日どちらにやるかというのは決まっているのでしょうか。
- **執行機関** まだ1、2日どちらで何をやるかは決定しておりませんが、1日で4事務事業、2日で3事務事業と予定しているだけです。日程等ある場合には調整させていただきたいと思います。
- **___委員長** 先ほどの案のインデックスの③について、質問があれば遠慮なく事務局のほうに問い合わせたいということですよ。
- **執行機関** はい。
- **___委員** 希望を言っていていいですか。③の墓地を希望します。
- **___委員長** ③の墓地ですね。私は司会をしている都合上最後に残ったものにしよう

かと思えます。では、反時計回りに聞いていきましょうか。

- **___委員** 希望としては⑤の開放学級の保護者負担金です。
- **___委員** 私の希望は、下水道受益者負担金です。
- **___委員** 私はどちらでもよいです。
- **___委員長** では、私は他にどうしてもということがなければ、上から下水道受益者負担金は___委員、後期高齢者等と生活保護は___委員、墓地管理料は___委員、障害者介護給付と災害援護者貸付金は___委員、開放学級は___委員ということでよろしいでしょうか。他に御質問等がなければ、次第のその他に移りたいと思います。事務局から何かありますか。
- **執行機関** それでは、事務局から次回の日程について説明させていただきます。次回は、8月19日(水)午後1時30分から、旧本庁舎前にあります平屋のプレハブ会議室で開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。審議の内容といたしましては、昨年度の総合評価において、「見直しの上で継続」とされた4年目評価の全4事業及び3年目評価のうちの1事業を行いますので、本日お配りしております資料を御高覧願います。また、皆様、お忙しいこととは存じますが、担当される対象事務事業の2次評価(案)について、8月25日(火)までに提出していただきますようよろしくお願いいたします。
- **___委員長** 第2回に先だって、8月19日までに時間があるので、メールの方で確認はしてもらえますか。
- **執行機関** はい。
- **___委員長** 一年目評価に関しましては、今御案内がありましたように8月18日までにヒアリングを完了していただけたらということです。資料④のところにスケジュールに書いてございますので、読んでいただければと思います。何か質問はありますか。
- **___委員** 9月1日、2日のことなのですけれども、割り振りは決めていただけるんですか。9月1日は欠席させていただきます。
- **___委員長** 9月1日御欠席の予定ということですので、墓地管理は1日に審議できませんので、必然的に2日ということになります。他の委員も都合を合わせて、何を審議するかによっては調整するというようになります。
- **___委員** 私も1日は欠席させていただきます。
- **___委員** 2日になりますかね。
- **___委員長** 1日は___委員と___委員が出席できないということですので、内容が決まってくるようになりますね。
- **___委員長** 1日2日のスケジュールについては原案を決めていただいて第2、3回目で示していただければと思います。他に御質問、御意見ございますでしょうか。
- **___委員長** それでは、本日の議題は終了しました。長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上で、平成27年度第1回行政評価委員会を閉会します。